

巻頭言 かかわりを通して思うこと

公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長 田村 綾子

A さんの後見人を前任者より引き継ぎ、精神 科病院の閉鎖病棟の大部屋で初対面して以来10数 年になる。私の主要な任務は金銭管理だが、気前 がよく買い物好きで浪費傾向のある A さんから は、残念ながらあまりよく思われていない。

高齢の父親と同居する形で A さんが長期入院から脱出する日、精神科病院で長年ソーシャルワーカーをしていた私は、初めて「迎える」側のうれしさと一抹の不安がないまぜになった感覚を体験した。平穏な生活は数年続いたが、父親が自宅で急死したとの電話を A さんから受けて駆け付けたときは、民生委員や行政の地区担当保健師、そして知り合いの相談支援専門員に電話をかけまくりサポートを求めた。

お弁当を2つ買って訪ねていけばお味噌汁を作って待っていてくれるなど、Aさんは低空飛行ながらしばらく一人で暮らしたが、精神的不調はじわりじわりと増していき、相談支援専門員の支援によって施設に入所した。面会に行くと併設事業所での軽作業や買い物に行った話などをしてくれて一見穏やかに生活しているようだったが、Aさんは一人暮らしを渇望した。

この強い願いを叶えることができたのは、地域 移行支援事業の活用、特にピアサポーター等によ る居住先探しのための同行外出のおかげである。 在宅生活の開始当初は同じ相談支援事業所に自立 生活援助で手厚く支えてもらい、その後は地域定 着支援事業に切り替えて緊急時の支援を受けつつ、 日常的にはヘルパーと訪問看護、精神科医の往診 など、アウトリーチ支援を複数活用している。心 身の不調時には数回入院したがいずれも退院でき たのは、住まいと信頼できる精神保健福祉士によ る計画相談や支援体制、そして何よりも本人の意 思の強さのゆえだと思う。

ところで、被後見人の選挙権が奪われていた時期、A さんは投票ができなかった。日本精神保健福祉士協会でも公職選挙法等の改正に向けた要望を行っていたことから、復権後の A さんより、父親が支持していた政党に 1 票を投じるため痛い足をひきずって行ってきた、とのうれしそうな声を聴けたときは一緒に喜んだ。

A さんの後見類型は妥当なのかと疑問に感じることはあるが、後見制度がなかったら早々に財産を消費しきっていたかもしれない。もしかしたら精神科病院に入院したままだった可能性もある。アパートの賃貸契約の困難度は増しただろう。自分らしく生きたいという意思をもっている方々の希望の芽を育むための仕組みが必要とされている。そう考え、社交的な A さんからは恨まれながらも、本人が望んでいる気ままな暮らしを(浪費に苦言を重ねつつ)支え伴走していきたい。

※事例は個人が特定されないよう加工している。

2021年度シンポジウム 〔統一テーマ: 次期成年後見制度 利用促進基本計画に期待する〕

2022年1月15日(土) TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター8階 ホール8A ※肩書きは学術大会当時

特別報告

◇第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込 むべき事項

松﨑俊久(厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室長)

第二期成年後見制度利用促進基本計画について は、令和3年3月29日に専門家会議で議論をキッ クオフして、各種ワーキング・グループ等で検討 され、同年8月4日に中間とりまとめが公表され た。その後、さらに検討が進められ、同年12月22 日に最終とりまとめが公表された。今後は、令和 4年1月にパブリックコメントを実施し、同年3 月に閣議決定の予定である。

設置されたワーキング・グループは、地域連携 ネットワーク WG、福祉・行政と司法の連携強 化 WG、成年後見制度の運用改善等に関する WGの3つである。

最終とりまとめの構成は、はじめに成年後見制 度の利用促進に当たっての基本的な考え方および 目標を記した上で、次に、成年後見制度の利用促 進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策とし て、①成年後見制度等の見直しに向けた検討と総 合的な権利擁護支援策の充実、②尊厳のある本人 らしい生活を継続するための成年後見制度の運用 改善等、③権利擁護支援の地域連携ネットワーク づくり、④優先して取り組む事項が掲げられてい る。

第二期基本計画の基本的な考え方は、地域共生 社会の実現に向けた権利擁護支援の推進である。 権利擁護支援の概念には、意思決定支援の要素と、 虐待等のケースが想定される権利侵害の回復支援 の要素がある。第二期基本計画では、権利擁護支 援を、福祉等を含めた支援のネットワークの中に 埋め込み、連携できる素地を意識的に作っていき

たい。

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計 画的に講ずべき施策としては、市町村長の関与な どの権限や成年後見制度利用支援事業の見直しを 検討することと、日常生活自立支援事業などの成 年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実 させることが掲げられている。

成年後見制度の運用改善については、①本人の 特性に応じた意思決定支援とその浸透、②家庭裁 判所による適切な後見人等の選任・交代の推進、 ③後見人等に関する苦情等への適切な対応、④適 切な報酬の算定に向けた検討および報酬助成の推 進等、⑤不正防止の徹底と利用しやすさの調和等、 ⑤各種手続における後見業務の円滑化等が掲げら れている。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに ついては、本人を中心にして、身近な家族等や後 見人等が権利擁護支援チームを作り、このチーム での支援を中核機関のほか家庭裁判所を含む各種 機関が連携して支えていく。

地域連携ネットワークの機能については、福 祉・行政・法律専門職などの多様な主体の連携に よる「支援」機能と家庭裁判所による「制度の運 用・監督」機能とに分け、①権利擁護支援の検討 に関する場面、②成年後見制度の開始までの場面、 ③成年後見制度の利用開始後に関する場面ごとに、 それぞれの機能を整理した。また、これらの3つ の場面に応じて、地域連携ネットワークの関係者 が以下の3つの視点をもって自発的に協力して取 り組むことが必要である。すなわち、「共通理解 の促進 | の視点、「多様な主体の参画・活躍 | の 視点、「機能強化のためのしくみづくり」の視点 である。

優先して取り組む事項としては、①任意後見制 度の利用促進、②担い手の確保・育成等の推進、 ③市町村申立ての適切な実施、④地方公共団体に よる行政計画等の策定、⑤都道府県の機能強化に よる地域連携ネットワークづくりの推進が掲げら れている。

最後に、工程表と KPI では、各課題について、 すべての市町村、法務局、公証役場、都道府県を 対象に、中間年度の 3 年目までにやるという整理 で、令和 6 年度末の数値目標を設定した。

(弁護士 冨永 忠祐)

基調報告

◇第二期成年後見制度利用促進基本計画についての意見

八杖友一(日弁連高齢者・障害者権利支援センター事務局長)

八杖氏は個人的な意見であると断った上で、まず、第二期基本計画案の基本的方向性につき賛同しつつ、進捗の管理と必要な財源の確保を求める。また、地域共生社会の実現についても賛同するが、自立や自助等が強調されることによって、公的責任の下で進められるべき施策や支援が弱められるのではないかとの懸念等を指摘した。

次に、第二期基本計画案において修正・補充されるべき事項として4点の問題提起をする。すわなち、①日常生活自立支援事業の拡充、②個人情報・プライバシー情報の適切な保護と共有、③家庭裁判所の人員及び物的体制の整備、④後見人等の報酬算定基準の見直し、である。④は、求められる担い手の質に応じた持続可能な供給体制の維持を可能とする適切な報酬基準の設定がなされるべきであり、具体的には、事務の内容や負担の評価にとどまらず、専門職後見人の専門性の評価、管理財産の多寡による管理責任の評価、地域の給源の実情等の多面的な評価軸による総合評価が行われるべきである。

次に、成年後見制度の見直しがなされるべき事項として5点の問題提起をする。すなわち、①必要性・補充性の原則の導入、②法定後見制度の三類型の一元化、③行為能力制限・取消権の縮減、

④後見人等の解任事由の緩和及び欠格事由との切り離し、⑤後見報酬の利用者負担の軽減、である。 ④は、本人の必要に応じた適切な担い手への柔軟な交代を制度的に保障するため、裁判所による解任事由を後見人等に不行跡がない場合にも拡大するとともに、解任事由と欠格事由とを切り離して、解任が一律に欠格事由とならない制度に改めるべきである。また、⑤は、制度の持続可能性の観点から、後見報酬の本人負担を規定する民法862条を見直して、本人負担が困難な場合には国庫負担を原則とする制度に改めるべきである。

(弁護士 冨永 忠祐)

◇司法書士から見た成年後見制度の見直しに向けた検討・運用改善等

西川浩之((公社) 成年後見センター・リーガルサポート副理事長・司法書士)

西川氏からは、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、盛り込むべき事項等につき意見・報告があった。盛り込むべき事項に「成年後見制度の見直しに向けた検討」が記載されていることは非常に大きな成果であり、さらに今回は、「制度の見直しに向けた検討」との文言が入っていることを高く評価した。なかでも重要と考えられる必要性・補充性については、「保佐人に対する代理権の付与の審判」を例に挙げ、必要性の原則を制度上明確に取り入れられることができれば、個別の事案ごとに必要な範囲で代理権・同意権を付与する補助一元化も実現できるのではないかと指摘した。

報酬付与の審判のあり方については、現在の規律を維持しながら社会保障的な要素も導入した柔軟な報酬付与を可能とする仕組みの重要性や、報酬に関する民法の規定自体の見直しの必要性について述べた。

後見人等の責任に関する考え方の整理については、善管注意義務の免責について、現行の民法858条の規定とは別に意思決定支援の規定をまず民法に置くことで、この問題を整理することができる可能性がある旨を述べた。また、民法714条

の責任無能力者の監督義務者とそれに準ずる者の 責任については、平成28年3月1日の最高裁判決 の内容を引用し、被害者の損害のカバーと、加害 者となり得るリスクヘッジの問題は大きな課題で あり、見直しに向けての必要性を述べた。

中核機関の機能の整備の根拠の明確化について、 中核機関と家庭裁判所の連携の機能を充実させる ことの重要性と中核機関を法律において明確に位 置付けることの必要性を述べるとともに、後見人 の適切な交代について、裁判所と中核機関、裁判 所と専門職団体との情報共有の仕組みづくりの重 要性と、裁判所にもっと表に出てきて欲しいとの 気持ちを述べた。

(司法書士 岩井 英典)

◇次期成年後見制度利用促進基本計画に期待する 星野美子((公社)日本社会福祉士会理事・社会 福祉士)

星野氏からは、「第二期成年後見制度利用促進 基本計画」において、期待すべき点、検討課題に ついてそれぞれ3点ずつの報告があった。

期待すべき点については、1点目に「本人の特 性に応じた意思決定支援とその浸透 | が計画の中 に盛り込まれたことを挙げ、最終とりまとめの副 タイトルでもある「尊厳のある本人らしい生活の 継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推 進」にもあるように、意思決定支援の考え方や実 践方法が浸透して行く必要があり、その上で後見 制度の必要性・補充性が具体化されるのではない かと述べた。2点目には「適切な後見人等の選 任・交代の推進等」を挙げ、後見人側の事情では なく、本人や環境の変化に伴うよりふさわしい後 見人等への交代の推進、本人の立場に立った後見 人の選任に中核機関を中心として取り組む必要性 を述べた。3点目に、地域連携ネットワークづく りの具体的な内容が示されたことを挙げ、「制度 利用前 | 「申立の準備から後見人等選任まで | 「後 見人の選任後」と改めて整理がなされ、それぞれ の場面でネットワークの機能強化のための視点や 取り組みがわかりやすく提示されたとした。特に 制度の利用前から権利擁護支援・意思決定を含め、 課題が生じるごとにチームを形成し支援をしてい くことが明確に打ち出されたことを強調し、「チ ーム支援」の重要性を訴えた。

また、検討が必要と思われる点について、1点目は「補助類型の考え方の理解と実践に向けて」を挙げ、類型一元化の前に現行の補助類型の意義や考え方を全ての関係者が今一度理解していく必要があるのではないかと述べた。2点目に中核機関の法制化について、利用促進室が厚生労働省に移り具体的な施策が進む中で、省庁が横断的に取り組む時期が来たことから法制度に基づく機関となる必要性を指摘した。3点目に専門職の意識変革を挙げ、専門職は受任者であることだけではなく、地域の中で体制整備に関わっていくことが必要であると述べた。

(社会福祉士 蛎崎 邦子)

◇法定後見制度の改正に関する提言赤沼康弘(制度改正研究委員会委員長・弁護士)

日本の法定後見制度の利用者数は、ドイツやフランスと比べて圧倒的に少ない。その理由は、日本の3類型が非常に硬い制度になっており、これに対する国民の不安感があるのではないか。日本の3類型は、判断能力の程度によって決まるので、後見類型だが補助を使いたいという希望は叶わない。補充性・必要性の原則を導入して、もっと柔軟な制度にすべきである。また、障害者権利条約との関係でも、本人以外の者が申し立てて、判断能力の状態によって本人の行為能力を制限する現行制度は許容されないと考える。

成年後見制度を見直し、本人の意思に基づく制度にすべきである。すなわち、本人に意思決定能力がある限りは本人の意思に基づいて制度をスタートさせ、後見人等の権限も本人の意思に従って付与する。本人に意思決定能力がない場合は、裁判所が個別の必要性に基づいて最小限の範囲内で権限を付与する。

取消権を後見人に付与することについては議論

がある。本提言では、意思決定支援によっては本 人が決定できない場合に、家庭裁判所が厳格な要 件の下に個別に取消権を付与する制度を提言する。 医的侵襲行為に対する同意権は、前段階で意思決 定支援を行った上で、それでも意思決定ができな い場合に、厳格な要件の下で個別に付与する制度 を提言する。

法定後見制度を利用したら一生使わざるを得ない仕組みも改め、必要に応じて制度を利用するといった期間制限を設けることも必要である。この意味でも、補助類型をベースにした一元的な制度が今後の法定後見制度の姿として最も望ましい。

日本にも、保佐の代理権を個別の必要性に基づいて付与するなどの実務経験が既にあるので、一元主義の下における運用が過大な負担になるとは思わないが、今後、成年後見制度の利用者数が増えるに伴い、家庭裁判所の体制整備は不可避である。

この提言は、皆さんの意見を伺って、さらにブラッシュアップしていきたい。

(弁護士 冨永 忠祐)

◇地域連携ネットワークの構築に関する中間提言 高橋 弘(日本成年後見法学会地域連携ネット ワーク研究委員会委員長・司法書士)

高橋氏からは、地域連携ネットワーク研究委員会での検討結果を踏まえた報告があった。報告の趣旨は4点あり、第1は、「権利擁護支援の推進」である。第二期成年後見制度利用促進基本計画(次期計画)では、権利擁護支援の定義をより具体化し、判断能力が不十分な人々との共生社会の実現に向けた公的支援が不可欠である。そのためには、成年後見制度の適切な利用促進が重要であることを明確化することが必要であると述べた。第2は、「意思決定支援の推進」である。意思決定支援の重視をうたう次期計画は、障害者権利条約の趣旨とも整合性がとれており、評価すべきものである。しかし一方で、意思決定支援の推進を成年後見制度の回避につなげ、任意後見制度をも排除しようとする考え方と安全装置をもたない任

意代理の推進が危惧されると述べた。第3は、 「任意後見の推進」である。任意後見の推進に向 けた取り組みの強化を目指す次期計画を高く評価 し、その上で、任意代理の一つと解せられる日常 生活自立支援事業の活用については、その守備範 囲を明確にし、この事業が任意後見へのアクセス を阻み、その推進にブレーキをかけることがない よう十分な配慮が必要であると述べた。そして、 第4が「地域連携ネットワークの構築」である。 この地域連携ネットワークの構築については、行 政・司法・民間がそれぞれ制度運用の柱となり、 三位一体となるネットワークを構築して、そのネ ットワークの中で関係者が集まり、連携して、重 層的あるいは多層的なネットワークを構築した上 で本人を支援していくことの重要性を語った。こ のネットワークをイメージするために、行政・司 法・専門職後見人や市民後見人等による民間が柱 となる三角形があり、その三角形の枠組みの中で、 さらに、さまざまな楕円のネットワークが重層・ 多層的に構築される概念図を示し、このように構 築されたネットワークを権利擁護支援の土台とす るべきと語った。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

パネルディスカッション

基調報告の演者がパネラーとなり、石渡和実東 洋英和学院大学名誉教授と千葉真理子弁護士によるコーディネートの下、「第二期利用促進基本計画(以下、「第二期計画」とする)に期待するもの」をテーマに、「パネルディスカッション」が行われた。

① 類型の一元化

「意思疎通が困難な明らかに後見案件の方にどう同意を取って、代理権、取消権を決めるのか、全くの一元化が本当にいいのか」といった問題提議を受け、この点の議論が行われた。星野氏から、類型の一元化は目指すべき方向性であることは間違いないが、そこに向かうためにはプロセスが必

要であり、特に、まず補助類型を使えないかというところから検討していくということが必要だとの発言があった。赤沼氏は、類型主義に採用されている事理弁識能力と、一般に理解されている意思決定能力に差異があり、その違いが三類型の違いをわかりにくくしているのではないかという点を指摘した。八枝氏は、保護の必要な人に対して成年後見制度ですべて保護しようとするのではなく、他の制度も利用しながら保護することで、行為能力を制限しない方法もあるとの考えを示した。

この指摘を受け、成年後見制度以外の権利擁護について話題が広がり、高橋氏から、能力制限と批判される法定後見の代替として任意後見制度が利用されるべきで、同じく任意代理制度である日常生活自立支援事業を含め、各制度の守備範囲を明確にし、安全装置を働かせた制度利用のために、各制度の連携を強化するとした第二期計画は評価すべきといった考えが示された。

② 成年後見制度と日常生活自立支援事業との 関係

日常生活自立支援事業(以下、「日自事業」とする)が話題になったことで、星野氏は、日本社会福祉士会が実施した日自事業に関した調査研究の結果から、日自事業の意義と課題を示した。西川氏は、成年後見と日自事業の両制度の双方向の移行の難しさと併用の可能性について指摘した。さらに、赤沼氏からは、日自事業は、行政からの補助金の多さから利用料が低額であること、公的色彩の強い社会福祉協議会のみに事業が許されている安全性から、一つの大きな支援手段になり得るとの指摘があった。成年後見制度と日自事業の違いの一つとして専門職のかかわりの違いが示されたことで、成年後見制度に関係する専門職と地域連携ネットワークへと話題が広がった。

③ 地域連携ネットワーク

高橋氏から、専門職同士によるネットワークの 例が示され、それ受け、会場参加者の信太貢税理 士からは、成年後見制度以外の権利擁護支援策と か、総合的な権利擁護支援策が示唆されることで、 これまでの研修制度の見直しが求められていると の発言があった。また、同じく会場参加者の山﨑 節子行政書士からは、専門職として積極的に後見 制度の担い手になっていきたいとの発言があった。 その後、様々な専門職や市民後見人を活用する地 域連携ネットワークの効果として、利用者にメリ ットのある後見人の交代について議論された。

赤沼氏は、欠格事由の生じない解任ではない「改任」の制度化やそのための各専門職団体の責任について述べた。次に、高橋氏の、金融機関も成年後見制度への取組みを強化してほしい旨の発言を受け、会場参加者の三井住友信託銀行の八谷博喜専門理事から、第二期計画では、金融機関には地域連携ネットワークとの連携を図り、本人の意思を尊重しながら見守り等の人権擁護支援での役割を発揮することの期待、銀行の子会社が成年後見人等の事務を行う業務をする場合には、地域連携ネットワークの関係者と連携しつつ運用を行うことが期待されているとの説明があった。

さらに、地域連携ネットワークの中心になり得る家庭裁判所への期待や課題について、八杖氏からは、家庭裁判所の機能を強化するためには人員や新たな出張所の設置など場所の拡充の検討も必要であり、あえてそのことも二期計画に盛り込むべきとの考えが示された。また、西川氏からは、過疎地に行けば行くほど、後見事件だけでなくてほかの家裁の事件、一切合切を1人の書記官が担当してるということになりがちで、そこでは、人員をただ増やせばいいということではなく、うまく引継ぎができるような人事異動のルールが必要であることが示された。

最後に、登壇者それぞれから発言があり、その中で、赤沼氏により、「成年後見制度見直しの検討はしたけれども時期尚早だ」といった、こういう結果にならないようにするために、各専門職団体や当学会がきちんと要求していくことの重要性が示されたことは、学会主催の本シンポジウムの成果といえる。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

判例研究

判例研究委員会

■本人が鑑定を拒否する場合における後見開始審判の可否と本人保護(大阪高裁令和元年9月4日決定(取消差戻、確定)判タ1474号14頁)

〔事実の概要〕

既に夫 C は死亡している、認知症が進行している本人 B には、長男 X と長女 D がいる。B は、認知症対応型共同生活介護適用施設に入所しており、D は同施設の所在地に住み、B の不動産、預貯金等の財産を事実上管理していた。かかる状況下、B は、D の勧めにより駐車場にしていた自身の土地(駐車場の賃料収入も施設費に充てていた)にマンションを建築する請負契約の締結を行ったので、X は B について後見開始の審判申立てを行った。

しかし、Bの診断書には発語欄では発語不能、他方で精神の状態欄では意思疎通が可能となされている等診断書に矛盾があったことに加え、Bは鑑定を拒否していた。原審は、診断書記載の矛盾、Bについて鑑定を実施できないことから本申立てを却下したので、Xはこれを不服として抗告した。

〔決定要旨〕

Bについて後見を開始の審判をすべきか否かにつき、診断書において発語欄では発語不能、他方で意思疎通欄では可能等という「矛盾する記載がなされているが」、「単なる誤記に過ぎない」としたうえで、成年後見人の選任につき、「Bは、Dの勧めにより、……マンションを建築する請負契約を締結し、駐車場の賃貸借契約を解約して賃料収入を失い、収支状況の悪化を来たしている上、XとDとの間には、上記マンション建築やBの後見開始を巡って意見の対立が認められる」とし、「Bについて後見を開始するに当たっては、公正中立な立場でBの財産を適切に管理することができる専門職の成年後見人を選任する必要がある」とし、「原審裁判所は、……成年後見人の選任について全く審理をしていないので、この点について原審裁判所に更に審理を尽くさせる必要がある」と判断した。

〔解説〕

本件は、本人の将来の相続人である長男と長女との対立が背景にあり、後者による本人への影響が極めて強かった。原審は、後見開始の審判をすることはできないとし、抗告審は、本人の財産を適切に管理することができる専門職の成年後見人を選任する必要性があると判断して、原審判を取り消し、家裁に差し戻した。本件抗告審の判断は、一部の相続人からの影響力からの解放という本人保護の必要性を重くみたものということができる。抗告審は、一部の本人の将来の相続人の影響力から解き放ち、本人の財産管理を第三者たる専門職の成年後見人に委ねるのが妥当と考えたものと考えられよう。成年被後見人になると、本人の行為の制約につながることから、鑑定が必要とされているものの、鑑定がなされていないことにより本件申立てを原審のように却下するのではなく、本人保護の内実を実質的に考慮したものといえよう。成年後見制度利用促進基本計画における「利用者がメリットを感じる制度・運用への改善」とは何かにつき、本人の置かれた客観的状況を考慮したで上でのぎりぎりの実質的な判断だったのではないか。専門職の成年後見人による財産の管理こそが本人のメリットにつながると考えたものと考えられる。

(中央大学商学部兼任講師 金井 憲一郎)

■委員会報告■――判例研究委員会 -

判例研究委員会のメンバーは29名でその内訳は、大学教員19名、弁護士7名、司法書士2名、裁判官1名である。新委員の就任、委員退任はない。本年度は新型コロナ流行が下火となるもの、まだ収束せず、すべてオンライン形式研究会の開催となった。報告委員・判例は以下のとおりである。

第54回は、〔報告者〕平山也寸志〔報告判例〕横浜地決平成30年7月20日(判時2396号30頁)、第55回は〔報告者〕根岸謙〔報告判例〕名古屋地判岡崎支部判決令和3年1月28日(裁判所ウェブサイト)、第56回は〔報告者〕神野礼斉〔報告判例〕水戸家審令和2年3月9日(判タ1480号253頁)、第57回は〔報告者〕金井憲一郎〔報告判例〕大阪高判令和元年9月4日決定(判タ1474号14頁)、第58回は〔報告者〕藤原正則〔報告判例〕東京高決令和元年12月25日(判時2454号31頁)。

(判例研究委員会 中村 昌美)

■委員会報告■--制度改正研究委員会-

今期の検討テーマと議論状況を紹介する。

1 フランスの成年後見法制に関する研究

フランスでは類型主義をとりつつ、補充性、必要性の原則がとられ、利用件数も70~80万にのぼっていることから、その意義と障害者権利条約との適合性につき日本法制と対比しながら検討を加えた。しかし、日本において類型主義の下で後見偏重を改善することはなかなか容易ではないであろう。

2 成年後見制度基本計画において指摘された改善策の検証その他

後見類型偏重に対する改善策、知的障害者の多くが後見類型になってしまうとの批判を踏まえた事理弁識能力の意味と程度に関する再検討、日常生活自立支援事業の意義と位置づけ、法人後見が適切な事例の検討と公的後見の可能性につき、検討を行った。

また第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項報告書に対する検討を行った。ごく一部を除き概ね賛同できるとの結論。

3 以上の議論を踏まえての成年後見制度改正提言についての更なる検討

前記基本計画の報告書で制度見直しに向けた課題が示されている。これは当委員会が提言した課題とほぼ同一であった。今後の検討状況をフォローすることとしたい。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■──地域連携ネットワーク研究特別委員会 ─

2021年5月の第18回学術大会において、成年後見制度利用促進基本計画に対する意見として、前年度の委員会内での議論をまとめて発表した。

内容としては、制度利用促進機能のマッチングや後見人支援場面における論点を掘り下げ、各場面で専門職が果たすべき役割等を検討したものだった。

2021年 6 月以降、 $1 \sim 2$ カ月ごとのペースでオンライン会議を開催し、次期基本計画に対する意見交換を行った。各回の議論の要点は下記のとおりである。

6月:学術大会の感想、現行法の限界と法改正の必要性、監督のあり方等。

8月:専門家会議ではマッチングなど各論の掘り下げが不十分。司法・行政・民間の三位一体の連携の再確認、裁判所の機能の限界、公的後見の必要性、IT の活用など。

10月:地域共生社会と成年後見制度の位置づけ、種々の法人後見の活用、専門職の役割、公的後見の議論の深化の必要性。

11月: 重層的支援体制とは何か、様々な専門職や市民活動の事例報告。

成年後見の補充性原則と日常生活自立支援事業など他の制度とのあるべき関係性。意思決定 支援を標榜する濫用事例の報告。銀行業高度化会社による成年後見業務の解禁。

12月: 意思決定支援の定義、不当威圧等濫用のリスク。任意後見契約のチェック機能。任意代理等の濫用を警鐘することの重要性。家裁の支部・出張所の充実問題。

2022年

1月:シンポジウムに向けた当委員会からの発表事項について直前総まとめ。

1月15日のシンポジウム「次期成年後見制度利用促進基本計画に期待する」において、次期基本計画に盛り込むべき事項(最終とりまとめ)に対する意見として、委員長から要旨下記の提言がなされた。

① 「権利擁護支援の推進について」

権利擁護支援の定義をより具体化しつつ、共生社会の実現に向けた「法的支援」が不可欠であることと成年後見制度の適切な利用促進の重要性を明確化すべきこと。

② 「意思決定支援の推進について」

任意代理による意思決定支援に名を借りた濫用のリスクをあげ、意思決定支援の推進とともに、 その概念の明確化、権利の濫用や不当威圧(不当誘導)の防止対策等を明記すべきこと。

③ 「任意後見の推進について」

任意代理に安全装置の付いた任意後見の推進に向けた取組みを評価しつつ、任意代理の一種である日常生活自立支援事業が、任意後見へのアクセスを阻み、推進にブレーキを掛けることのないよう配慮すべきこと。

④ 「地域連携ネットワークの構築について」

行政・司法・民間がそれぞれ柱となる三位一体のネットワークの構築の必要性とイメージ図の 提示。

銀行業高度化会社が成年後見業務を取り扱うことが可能となったことを受け成年後見制度が福祉の充実のツールのみでなく、経済の活性化を支えるツールとしても活用されることへの期待と、新たな連携のあり方を検討すべきこと。

(地域連携ネットワーク研究特別委員会副委員長 千葉 真理子)

◆第19回学術大会(会員限定)開催のお知らせ◆

2022年度の第19回学術大会・総会は、5月28日出に、開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策として、2021年度の第18回学術大会・総会と同様に、参加者は会員に限定させていただき、会場・オンライン併用方式で、開催いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

日 程:2022年5月28日出 13時~13時20分〔総会〕 13時30分~18時30分〔学術大会〕(予定) 参加方法:

① 会場への参加(人数制限有)

場所:TKP カンファレンスセンター 7階 ホール7B

② オンライン視聴

※2021年度同様 zoom ウェビナーを用いる予定です。

統一テーマ:意思決定支援と成年後見制度

- ・特別報告(ビデオ録画) デンズィル・ラッシュ 元イングランド保護裁判所上席判事 「成年後見制度における本人の尊重――意思決定支援」
- ・基調報告(弁護士・司法書士・社会福祉士ほか) ・パネルディスカッション (新型コロナウイルス感染症対策のため、開催方法、講演内容や時間などは変更になる場合があります。あらかじめご了承願います)
- ※お申込方法等の内容の詳細については、別途会員の皆様にご連絡いたします。 事務局へのお問い合わせは、下記メールまたはファクシミリでお願いいたします。

◎成年後見法研究19号発刊のお知らせ◎

本学会の学会誌である「成年後見法研究」最新号である19号が、本年5月に発刊となります。正会員・賛助会員の皆様には発刊次第お届けいたします。

会友の方、一般の方もお買い求めいただけますので、詳細は、下記発行元にお問い合わせください。

▲2020-2021年度(34号掲載以降)寄付者一覧(五十音順、敬称略)

前回の寄付金のご報告(34号)以降に19名から、合計29万1000円のご寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。 皆様からいただいたご寄付はさらなる活動の活性化のために有用かつ適正に活用させていただきます。

2020年度:南方宏幸/南方美智子/小栗浩/早乙女和男/関美都子/細川瑞子

2021年度:赤沼康弘/新井誠/上本喜代美/遠藤英嗣/大貫正男/香山芳範/塩田芳久/清水利夫/土居雅之/ 堀川末子/南方宏幸/南方美智子/山名康子/吉田倉人/渡邊芳男

※2022年3月16日現在。

※ご寄付(1口:5000円)は引き続き受け付けておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【寄付受付口座】 振込先口座:三菱 UFJ 銀行 恵比寿(エビス)支店 普通 0604174

振込先名義:シャ)ニホンセイネンコウケンホウガッカイ(一般社団法人日本成年後見法学会)

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16 ㈱民事法研究会内

E-mail j_jaga@nifty.com FAX 03-5798-7278

◆編集後記◆ 利用促進法の施行から6年目、2010年に出された横浜宣言の内容が、壮大な夢物語ではなく現実のものになることを実感させるシンポジウムであった。次世代へバトンを渡す役割をこれまで以上に意識したい。

(星野美子)